

更別村農業委員会議事録

令和3年 第12回 更別村農業委員会定例総会議事録を次のとおり作成する。

令和3年12月17日

更別村農業委員会会長 道 見 克 浩

1. 開催状況

(1) 開 会 日 令和3年12月17日（13時30分開会、15時10分閉会）

(2) 場 所 更別村役場 3階大会議室

(3) 出席状況 （出席12名、欠席 0名、遅参 0名）

出欠	席番	職名	氏 名	出欠	席番	職名	氏 名
出席		会長	道 見 克 浩	出席	6	委員	磯 忠 義
出席	1	委員	及 川 政 人	出席	7	委員	日 崎 克 彦
出席	2	委員	岡 寛	出席	8	委員	大 地 惠 子
出席	3	委員	福 田 隆 幸	出席	9	委員	小 野 孝 博
出席	4	委員	塩 田 孝 弘	出席	10	委員	九 々 昌 弘
出席	5	委員	川 上 英 幸	出席	11	委員	宍 戸 功

(4) 議事録署名委員

2番 岡委員 3番 福田委員

(5) 出席した職員

農業委員会事務局 事務局長 川上 祐明 農地係長 前田 貴広
村産業課 産業課長 高橋 祐二

(6) 議 件

- 報告第1号 農業者年金業務処理状況について
- 報告第2号 農地の使用貸借の合意解約の通知について
- 報告第3号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について
- 報告第4号 農地転用許可後の工事進捗状況報告について
- 報告第5号 農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせんについて（結果報告）
- 議案第1号 現況証明願について
- 議案第2号 更別農業振興地域整備計画の変更について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第6号 農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせん譲受等候補者名簿の調整について

議案第7号 農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせんについて

(7) その他

① 令和3年度歳末たすけあい運動（職域募金）への協力について

② 年末年始の休日の変更について

③ 令和3年度村づくり懇談会について

④ 令和4年第1回農業委員会定例総会について

2. 開 会

【事務局長】 皆様お疲れ様です。皆さんお揃いですので、ただ今から令和3年第12回更別村農業委員会定例総会を開催致します。

本日の出席委員は12名であります。農業委員会会議規則で定めます定足数に達しておりますので、定例総会は成立しておりますことを報告致します。

はじめに会長より招集のご挨拶をお願い致します。

3. 会長招集挨拶

【会 長】 皆さんこんにちは。第12回目の定例会ということで、それぞれ皆様には定刻前にお集まりいただきまして、ありがとうございます。

12月に入り、途端にこれまで経験したことの無いような暴風に見舞われ、それぞれ皆様には、大なり小なり被害を被られたことかと思えます。それぞれお見舞い申し上げます。

今年の更別の農業生産の方では、史上2番目とも3番目とも云われるような売り上げとなる見込みのようです。一方このコロナ過の影響が尾を引いており、消費の拡大が進んでおらず、むしろ生産されたものがモノ余りという状況で、来年に向けて資材の高騰も加わり、不安な面がある状況にあります。

この中でありますがこの、今回の定例会、報告5件、議案7件となっております、どうか慎重なる審議をお願い申し上げ、開会の挨拶と致します。

4. 議事録署名委員の決定

※ 更別村農業委員会会議規則第6条により、会長が議長となり議事を主宰

【議長】 それでは議事録署名委員を決定させていただきます。2番 岡委員、3番 福田委員、それぞれよろしくお願ひ致します。

5. 議件の審議状況

(1) 報告第1号 農業者年金業務処理状況について

【議長】 それでは議件の方へ入らせていただきます。まず報告第1号、農業者年金業務処理状況について説明お願ひ致します。

【事務局長】 報告第1号、農業者年金業務処理状況について説明致します。11月定例総会議案調製以降の農業者年金業務の処理状況を報告するものです。
(報告案件朗読)

【議長】 ただ今報告がありましたが、この件についてよろしいでしょうか？
(「はい」の声)

(2) 報告第2号 農地の使用貸借の合意解約の通知について

【議長】 それでは次へ進みます。報告第2号、農地の使用貸借の合意解約の通知について説明お願ひ致します。

【事務局長】 報告第2号、農地の使用貸借の合意解約の通知について説明致します。11月の定例総会の議案調製以降に合意解約が成立した旨通知があったものを報告するものです。

1件目、(報告案件朗読)

補足ですが、解約後は改めて農地法第5条の許可申請が出されております。

2件目、(報告案件朗読)

補足ですが、解約後は改めて農地法第5条の許可申請が出されております。

【議長】 ただ今報告がありましたが、この件につきましていかがでしょうか？
(質疑等無)

【議長】 よろしいですか？
（「はい」の声）

(3) 報告第3号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について

【議長】 それでは次へ進めさせていただきます。報告第3号、農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について説明お願い致します。

【事務局長】 報告第2号、農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について説明を致します。11月の総会議案の調製以降、2件の法人から定期報告書の提出がありましたので報告をするものです。
（報告案件朗読）

1件目、（報告案件朗読）

2件目、（報告案件朗読）

【議長】 ただ今説明がありましたが、ご不明な点等ありましたらお願いします。
（質疑等無）

【議長】 なければよろしいですか？
（「はい」の声）

(4) 報告第4号 農地転用許可後の工事進捗状況報告について

【議長】 それでは次、報告第4号、農地転用許可後の工事進捗状況報告について、説明お願い致します。

【事務局長】 報告第4号、農地転用許可後の工事進捗状況報告について、説明致します。

昨年12月に農地法第4条の規定により許可した農地転用につきまして、工事進捗状況報告が提出されましたので報告をするものです。

（報告案件朗読）

議案資料をお願い致します。資料1頁になりますが、12月1日付で提出されました、工事進捗状況報告書の写を付けております。「7. 工事進捗状況」を読み上げます。「建築資材の入荷遅れ等により建設が遅れておりましたが、基礎工事が終了し、現在、住宅の外装関係の工事が行われております。変更後の事業計画内に完了するように推進してまいります。進捗率60%」とのことです。2頁は図面となります。

現地確認につきましては担当委員にお願いしております。

【議長】 それでは現地確認いただいた小野委員の方より報告お願い致します。

【小野委員】 12月13日に現地確認をしてきまして、外壁はまだ全然進んでおらず、物は発注しているんですが、なかなかそれが来ず、とりあえず終了となりまして、来年また来ますとは報告がありまして、完了予定が令和4年2月28日になっているのですが、1か月ないし2か月は遅れるという報告をいただきました。

【議長】 ただ今小野委員の方から報告がありましたが、これを含めて何かご質問があればお願い致します。
(質疑等無)

【議長】 なければよろしいでしょうか？
(「はい」の声)

(5) 報告第5号 農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせんについて (結果報告)

【議長】 それでは次へ進みます。報告第5号、農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせんについて、結果報告お願い致します。

【事務局長】 報告第5号、農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせん、結果報告について説明致します。
11月定例総会以降のあっせん委員会の開催結果を報告するもので、賃貸借1件のあっせんが成立しております。
(報告案件朗読)

【議長】 ただ今賃貸借1件の説明がありましたが、あっせん委員長を務められました及川委員より報告お願い致します。

【及川委員】 12月8日にあっせん委員会を行いました。大地委員、日崎委員、九々委員、そして私であっせん委員会を進めてまいりました。内容の方は先ほどの説明のとおりです。何事もなく無事に終わりましたので報告します。

【議長】 ただ今報告がありましたが、この件についてよろしいでしょうか？
(「はい」の声)

(6) 議案第1号 現況証明願について

【議長】 それではこれより議案に入ります。議案第1号、現況証明願について説明お願い致します。

【事務局長】 議案第1号、現況証明願について説明致します。1件の願出がありましたので、証明してよろしいか審議をお願い致します。
(議案朗読)

議案資料をご覧ください。3頁に願出地の図面を付けております。

現地調査につきましては、担当委員を含む3名の委員にお願いをしております。

【議長】 ただ今説明がありましたが、地区担当の宍戸委員の方より報告お願い致します。

【宍戸委員】 12月12日の日に、岡委員、塩田代理と3名で確認してまいりました。地目は普通畑になっているんですけども、●●番●●は山林で雑木が生えていて、●●番●●は格納庫が建っていて畑としては利用されていないことを確認してまいりました。

【議長】 ただ今担当委員より報告がありました。これを踏まえて、この件について、何かご意見があればお願い致します。
(意見等無)

【議長】 なければ、この内容で証明してもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)

【議長】 それでは証明するものと致します。

(7) 議案第2号 更別村農業振興地域整備計画の変更について

(8) 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

【議長】 議案第2号、更別村農業振興地域整備計画の変更について説明願います。併せて関連がありますので、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についても併せて説明願います。

【事務局長】 議案第2号、更別村農業振興地域整備計画の変更について、関連がありますので、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について説明致します。

議案第2号をご覧ください。農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定に基づきまして、更別村から農業振興地域整備計

画の変更に伴う意見を求められましたので審議をお願い致します。

1件目、(議案朗読)

議案資料をお願い致します。資料は4頁からになります。4頁が変更箇所的位置図です。資料少し飛びまして、7頁に利用計画図を付けております。現在の敷地にはスペースがないため、既存施設の近隣部分を除外しようとするものです。

なお、周囲の状況を確認していただくために別紙で航空写真の方も配布をしております。

2件目、(議案朗読)

議案資料をお願い致します。資料は9頁からになります。9頁が変更箇所的位置図です。資料少し飛びまして、12頁に利用計画図を付けております。現在の敷地にはスペースがないため、既存施設の隣地部分の用途を変更しようとするものです。

なお、周囲の状況を確認していただくために別紙で航空写真の方も配布をしております。

以上につきまして、変更に対する異議の有無について審議をお願い致します。

それでは引き続きまして農地法第5条の説明を致します。農地法第5条の規定による許可申請に対しまして、許可相当としてよろしいか、併せて、更別村が村の農業振興地域整備計画の変更を決定し公告したときはその時点で許可してよろしいか、審議をお願い致します。

1件目、(議案朗読)

議案資料をお願い致します。資料は4頁からになります。まず4頁に申請地の位置図を付けております。別紙で航空写真も配布しておりますのでご参照ください。

資料5頁からは許可申請書の写しを付けております。6頁右をご覧ください。「農地転用及び農業振興地域除外理由書」を読み上げます。

「今回家族が増えたこともあり、後継者住宅の建設を行うところです。登記(利用計画)上の雑種地(農業用施設用地)又は宅地(白地)の土地については、大型機械の作業スペース等に必要であり、現状でも手狭に感じることが多いことから、後継者住宅の建築スペースはありません。

なおそれらの土地の周辺に、登記(利用計画)上は畑(農用地)ではありますが、現況は10年ほど前から堆積場(冬期間は格納庫・住宅周辺の雪捨て場)として砂利・火山灰等により整備済みの土地が、経営者住宅の東側にあります。

用地選定にあたり、少しでも耕作地を減らさないように検討した結果、上記土地を活用することが最も適切であるとの判断に至りました。なお、残地については作業スペース等（冬期間は格納庫・住宅周辺の雪捨て場）として活用予定です。

住宅としての日照条件を考慮すると東西に長い形となり、また、埋設済みのかんがい排水の給水管の関係で埋設管から距離が必要であることから、計画図ようになります。

新設の住宅用地についてですが、

①敷地北側には、格納庫、倉庫等作業スペースの敷地をまとめて、更なる機械の大型化にも対応できるように、堆積場の残されたスペースも敷地の分断をせず作業効率の支障にならないように。

②かんがい排水の給水栓（字●●●●●線●●-●の南西側角に隣接して設置済み）を大型機械が使用するとき後継者住宅敷地を塞ぐことが無いように。

③排雪距離が長くないように（特に北側格納庫前の雪）

④騒音を発生する大型機械の動線と出来るだけ住宅を離して建設し、農業者以外の家族の住居環境を整えるように。

⑤新しい住宅の南側を排雪場所として、窓からの景観を妨げないように。ということ等から、畑の耕作境である堆積場の南側に合わせて選定しております。

また、新住宅用地とその北側（字●●●●●線●●-● ●●m² 宅地登記）の土地の間は地籍上10m程度のスペースがあることから、現状の大型機械であっても困難なく通行できることが見込まれるため、残された畑の耕作は支障ないと考えます。」とのことです。

5頁右下の(3)の表には工事期間と各建築物の面積、6頁の左上の4には資金計画が掲載されています。

7頁は先程も見ていただきました利用計画図です。住宅、ポーチ・テラス、カーポート、浄化槽、庭・裏庭、駐車スペース、管理スペースを配置しています。

8頁には「農地転用許可申請に係る審査表」をつけております。転用許可を行う際は「立地基準」と「一般基準」という二つの基準を満たしているかどうか確認することになっており、どちらか一方でも基準を満たしていないときは転用許可ができないことになっておりますので、要件を確認くださいますようお願い致します。

左側の方ですが、上から1.立地基準とあり、(1)の表の上から農用地区域内農地、甲種農地、第1種から第3種農地までの五つの区分が載っております。その中で農用地区域内農地の該当欄に○を付けております。農用地区域内農地は原則不許可となっておりますが、(2)の上記により判断した理由として「申請地は更別村農業振興地域整備計画における農用地区域内にある農地であるが、農業振興地域整備計画の変更により農用地区域から除外される予定である。」としております。続いて1の(3)の申請地以外に

代替地がないと判断した理由として「敷地北側宅地・雑種地の格納庫、倉庫等作業スペースの敷地をまとめて使用できるようにし、更なる機械の大型化にも対応できるようにすることが、今後の営農に必要であること、また、かんがい排水の給水栓使用時に住宅の敷地を塞がないこと、除排雪作業及び排雪場所が住宅からの景観を妨げないこと等の理由から当該地を選定している。よって、周辺非農地等には立地可能な土地は存在していないと判断し、転用申請面積も最小限であることから、当該地を選定したことはやむを得ない。」とし、立地基準については満たしていると考えております。

次に右側の、2の一般基準に参ります。申請の内容や添付資料などから、(1)事業実施の確実性、(2)被害防除措置の妥当性、(3)一時転用、(4)更別村農業振興地域整備計画の変更手続、それぞれの確認事項において、可もしくは該当無と判断し、一般基準についても満たしていると考えております。

以上申請内容及び各基準に照らし、転用は問題ないものと考えます。

議案に戻って2件目、(議案朗読)

議案資料をお願い致します。資料は9頁からになります。まず9頁に申請地の位置図を付けております。別紙で航空写真も配布しておりますのでご参照ください。

資料10頁からは許可申請書の写しを付けております。右側の「3 転用計画」の「(2) 転用理由の詳細」を読み上げます。

「乾燥庫の増築を計画しました。既存の乾燥庫では、作物の搬入時にダンプカーの荷台を上げると上部建物が支障となり作業の効率が悪いため、増築部分ではダンプカーの荷台の荷降ろしが出来るように計画、増築位置は倉庫東側には既存の倉庫があるため西側畑の部分に増築し、搬送入の通路が敷地内では確保できないため、建物横の出入口部分より北側道路までを使用したいと思っておりますので許可を願います。」とのことです。

その下(3)の表には工事期間と各建築物の面積、11頁の左上の4には資金計画が掲載されています。

12頁は先程も見ていただきました利用計画図です。増築部分、エプロン、搬出入通路、管理スペースを配置しています。

13頁には「農地転用許可申請に係る審査表」をつけております。

左側の方ですが、上から1.立地基準とあり、(1)の表の上から農用地区域内農地、甲種農地、第1種から第3種農地までの五つの区分が載っております。その中で農用地区域内農地の該当欄に○を付けております。農用地区域内農地は原則不許可となっておりますが、(2)の上記により判断した理由として「申請地は更別村農業振興地域整備計画における農用地区域内にある農地で原則不許可の農地であるが、用途区分を農業用施設用地に変更する予定である。」としております。続いて1の(3)の申請地以外に代替

地がないと判断した理由として「既存乾燥庫の増築であり、利活用の観点から申請地に建設することはやむを得ない。」とし、立地基準については満たしていると考えております。

次に右側の、2の一般基準に参ります。申請の内容や添付資料などから、(1)事業実施の確実性、(2)被害防除措置の妥当性、(3)一時転用、(4)更別村農業振興地域整備計画の変更手続、それぞれの確認事項において、可もしくは該当無と判断し、一般基準についても満たしていると考えております。

以上申請内容及び各基準に照らし、転用は問題ないものと考えます。

転用の許可自体は農業振興地域整備計画が変更決定され公告されてからとなりますので、許可に相当するかどうかと整備計画が変更公告された段階で許可を出してよろしいか、議案第2号の農振計画の変更の意見と併せて審議をお願い致します。

現地確認につきましては、各担当委員をお願いをしております。

【議長】 それでは現地確認いただいた岡委員の方より報告お願い致します。

【岡委員】 12月15日にAの宅地について確認してきました。航空写真の現状では問題ないことを確認してまいりました。

【議長】 それでは現地確認いただいた小野委員の方より報告お願い致します。

【小野委員】 12月17日、現地確認してきました。本人がいましたので、一緒に現地確認してきました。杭がありまして、それ以外はまだ進行しておりません。

【議長】 それを踏まえて先ほどの資料ですがお目通しをお願いします。その後でご審議いただきたいと思います。

(各委員資料確認)

【議長】 いかがでしょうか？お目通しただけたでしょうか？

(「はい」の声)

【議長】 それでは議案第2号の方から進めてまいります。AとB2件につきまして、お目通しいただいた中で何かご意見、ご質問等あればお願い致します。

(意見等無)

【議長】 なければ、この内容で回答してよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

- 【議長】 ではこの内容で回答するものと致します。
次、議案第3号の方へ入ります。
まず1件目、Aの件につきまして、お目通しいただいた中で何かご意見、ご質問等あればお願い致します。
(意見等無)
- 【議長】 なければ、許可してよろしいでしょうか。
(「はい」の声)
- 【議長】 併せて村が農業振興地域整備計画の変更に関わる決定公告を行った場合は許可してよろしいでしょうか。
(「はい」の声)
- 【議長】 次、Bから申請がありました件につきまして、何かご意見、ご質問等あればお願い致します。
(意見等無)
- 【議長】 なければ、許可してよろしいでしょうか。
(「はい」の声)
- 【議長】 併せて村が農業振興地域整備計画の変更に関わる決定公告を行った場合は許可してよろしいでしょうか。
(「はい」の声)

(9) 議案第4号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

- 【議長】 次、議案第4号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について説明をお願い致します。
- 【事務局長】 議案第4号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について説明致します。利用権設定5件、所有権移転2件の申請について許可してよろしいか審議をお願い致します。なお、7件とも経営移譲に伴い所有しているすべての農地を相手方に処分するものでありますので、図面の添付を省略させていただきます。

1件目、(議案朗読)

議案資料をご覧ください。14頁から申請書の写しを付けております。農地法第3条第2項各号に定める許可要件に係る部分ですが、16頁右中ほどの表に借主及び世帯員が有する現在の経営面積が載っており、下限面積の2haに達しております。続いて右上の「5 権利を取得しようとする者及びその世帯員等の大農機具及び家畜の所有状況並びに農作業に従事する者

の状況」から、17 頁左下「10 周辺地域との関係」までをご確認いただき、現状の機械力、労働力等で全ての農地を効率的に耕作又は養畜の事業を行えるか、周辺地域の農業へ支障を生ずるおそれがないか、後ほどご確認をお願いします。

議案に戻って2件目、(議案朗読)

議案資料をご覧ください。19 頁から申請書の写しを付けております。農地法第 3 条第 2 項各号に定める許可要件に係る部分ですが、1 件目と同じ要領で、後ほどご確認をお願いします。

議案に戻って3件目、(議案朗読)

議案資料をご覧ください。23 頁から申請書の写しを付けております。農地法第 3 条第 2 項各号に定める許可要件に係る部分ですが、1 件目と同じ要領で、後ほどご確認をお願いします。

議案に戻って4件目、(議案朗読)

議案資料をご覧ください。27 頁から申請書の写しを付けております。農地法第 3 条第 2 項各号に定める許可要件に係る部分ですが、1 件目と同じ要領で、後ほどご確認をお願いします。

議案に戻って5件目、(議案朗読)

議案資料をご覧ください。31 頁から申請書の写しを付けております。農地法第 3 条第 2 項各号に定める許可要件に係る部分ですが、1 件目と同じ要領で、後ほどご確認をお願いします。

議案に戻って6件目、(議案朗読)

議案資料をご覧ください。35 頁から申請書の写しを付けております。農地法第 3 条第 2 項各号に定める許可要件に係る部分ですが、1 件目と同じ要領で、後ほどご確認をお願いします。

議案に戻って7件目、(議案朗読)

議案資料をご覧ください。39 頁から申請書の写しを付けております。農地法第 3 条第 2 項各号に定める許可要件に係る部分ですが、1 件目と同じ要領で、後ほどご確認をお願いします。

現地確認につきましては、それぞれ担当委員にお願いをしております。

【議長】 それでは現地確認の報告をしていただきたいと思います。1 件目、貸主がCの件ですが、川上委員お願い致します。

【川上委員】 11 月 4 日、現地確認をしまりました。現況畑として利用されている

ことを確認いたしました。

【議長】 続きまして、小野委員お願い致します。

【小野委員】 12月13日現地確認してきまして、地目現況は畑として利用しております。

【議長】 続きまして、2件目、貸主がDの件ですが、塩田委員お願い致します。

【塩田委員】 11月3日の日にそれぞれ農地として使用されていることを確認し、経営を受ける者が支障なく営農できることを確認してきました。

【議長】 続きまして、3件目、貸主がEの件ですが、日崎委員お願い致します。

【日崎委員】 12月16日に確認してまいりまして、現況どおり畑であることを確認してまいりました。

【議長】 続きまして、磯委員お願い致します。

【磯委員】 12月11日の日に見させていただきまして、すべて現状畑になっていることを確認してまいりました。

【議長】 続きまして、4件目、貸主がFの件ですが、磯委員お願い致します。

【磯委員】 同じく12月11日の日に見させていただきまして、すべて現状畑となっていることを確認してまいりました。

【議長】 続きまして、小野委員お願い致します。

【小野委員】 12月13日に現地確認してきまして、現況畑として利用していることを確認しましたので報告します。

【議長】 続きまして、川上委員お願い致します。

【川上委員】 11月4日、現況畑として利用されていることを確認してまいりました。

【議長】 続きまして、大地委員お願い致します。

【大地委員】 11月6日に現地を確認しまして、畑として利用されていることを確認しました。

- 【議 長】 続きまして、5 件目、貸主がGの件ですが、及川委員お願い致します。
- 【及川委員】 11 月 4 日に現地確認してまいりました。現況どおり畑として利用されていることを確認してまいりました。
- 【議 長】 続きまして、塩田委員お願い致します。
- 【塩田委員】 11 月 3 日の日に現地を確認しました。畑として使用されていることを確認しました。
- 【議 長】 続きまして、6 件目、譲渡人がHの件ですが、磯委員お願い致します。
- 【磯委員】 12 月 11 日の日に現地を見させていただきました。このとおり畑として利用されていることを確認しました。
- 【議 長】 続きまして、大地委員お願い致します。
- 【大地委員】 11 月 6 日に現地を確認しまして、畑として利用されていることを確認いたしました。
- 【議 長】 続きまして、7 件目、譲渡人が I の件ですが、及川委員お願い致します。
- 【及川委員】 11 月 4 日に現地確認しました。農地として使用していることを確認しました。
- 【議 長】 それではしばし時間を取りますので、資料の方に目を通してください。
(各委員申請内容確認)
- 【議 長】 いかがでしょうか、凡そ目を通していただけたでしょうか？
それでは 1 件目、貸主がCの件です。この件について、ご意見、ご質問等あればお願い致します。
(「ありません」の声)
- 【議 長】 なければこの申請どおり許可してもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)
- 【議 長】 それでは許可するものと致します。
続いて 2 件目、貸主がDの件です。この件について、ご意見、ご質問等あればお願い致します。
(「ありません」の声)

- 【議 長】 なければこの申請どおり許可してもよろしいでしょうか？
（「はい」の声）
- 【議 長】 それでは許可するものと致します。
それでは3件目、貸主がEの件です。この件について、ご意見、ご質問等あればお願い致します。
（「ありません」の声）
- 【議 長】 なければこの申請どおり許可してもよろしいでしょうか？
（「はい」の声）
- 【議 長】 それでは許可するものと致します。
それでは4件目、貸主がFの件です。この件について、ご意見、ご質問等あればお願い致します。
- 【塩田委員】 資料28頁の農地の計434,873.75㎡と、議案が49筆365,425.75㎡となっていて数字が違うのですが。
- 【事務局長】 議案の方が、52筆、434,873.75㎡となります。申し訳ございませんが、議案の修正をお願いします。
- 【議 長】 ただ今事務局より説明がありましたが、よろしいでしょうか。
（「はい」の声）
- 【議 長】 他にご質問、ご意見があれば。
（意見等無）
- 【議 長】 なければこの申請どおり許可してもよろしいでしょうか？
（「はい」の声）
- 【議 長】 それでは許可するものと致します。
それでは5件目、貸主がGの件です。この件について、ご意見、ご質問等あればお願い致します。
（意見等無）
- 【議 長】 なければこの申請どおり許可してもよろしいでしょうか？
（「はい」の声）
- 【議 長】 それでは許可するものと致します。
それでは6件目、譲渡人がHの件です。この件について、ご意見、ご質問等あればお願い致します。

(意見等無)

【議長】 なければこの申請どおり許可してもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)

【議長】 それでは許可するものと致します。
それでは7件目、譲渡人がIの件です。この件について、ご意見、ご質問等あればお願い致します。
(意見等無)

【議長】 なければこの申請どおり許可してもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)

【議長】 それでは許可するものと致します。

(10) 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

【議長】 議案第5号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について説明お願い致します。

【事務局長】 議案第5号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について説明致します。
基盤強化法に基づき村より決定を求められた利用権設定等1件の農用地利用集積計画について決定してよいか審議をお願い致します。
(議案朗読)

以上、集積計画に登載するためのものであり、基盤強化法第18条第3項で規定する各要件であります基本構想への適合、全ての農用地の効率的利用、必要な農作業への常時従事、これらについては満たしていると考えております。

【議長】 ただ今説明がありましたが、この件につきましてご意見があればお願い致します。
(意見等無)

【議長】 なければこの内容で決定してもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)

【議長】 それでは決定するものと致します。

(11) 議案第 6 号 農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせん譲受等候補者名簿の調製について

【議長】 次、議案第 6 号、農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせん譲受等候補者名簿の調製について説明お願い致します。

【事務局長】 議案第 6 号、農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせん譲受等候補者名簿の調製について説明致します。

北海道農地移動適正化あっせん事業実施要領第 3 の 7 に基づき、あっせん譲受等候補者名簿を次の頁からのとおり調製してよろしいか審議をお願い致します。

こちらは前回の定例総会で事前に名簿の案を配布しそれぞれご確認いただいております、一部修正を行ったほか、本定例総会の議案の中で許可・決定等したもののうち反映できるものを修正しております。

なお、議案につけている名簿は文字が小さいため、担当地区ごとに拡大した名簿を別に配布しておりますのでご活用ください。

【議長】 これは前回の定例会のときにそれぞれ担当委員に確認をいただいているところではありますが、この記載につきまして、何か今の段階で誤り等あれば報告お願いしたいのと、その他に何かご意見があればお伺い致します。
この候補者名簿について、何かありますか？
(意見等無)

【議長】 なければこのあっせん候補者名簿ですか、これに基づいて来年 1 年業務を執り進めていただくということでよろしいでしょうか？
〔「はい」の声〕

【議長】 それではその方向で進めていただくものと致します。

(12) 議案第 7 号 農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせんについて

【議長】 次、議案第 7 号、農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせんについて説明お願い致します。

【事務局長】 議案第 7 号、農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせんについて説明致します。賃貸借 1 件のあっせんの申出がありましたので審議をお願い致します。

(議案朗読)

議案資料をご覧ください。資料 43 頁、44 頁に申出地の図面を付けております。

こちらは従前と変わらない内容となりますので、書類のみで処理してよろしいか併せて審議をお願い致します。

【議 長】 ただ今説明があったとおり、賃貸借1件の農地のあっせんの申出がありました。この件につきましてあっせんをしてもよろしいでしょうか？
（「はい」の声）

【議 長】 それではあっせんをするものと致します。併せて、従前と変わらないので書類あっせんという形で進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。
（「はい」の声）

それではあっせん委員を選ばせていただきます。
磯委員、川上委員、塩田委員、岡委員。取りまとめ、磯委員ということでよろしくお願い致します。

あっせん委員会の開催ですが、定例会終了後でよろしいでしょうか？
（「はい」の声）

【議 長】 それではよろしくお願い致します。

6. その他の協議状況

(1) 令和3年度歳末たすけあい運動（職域募金）への協力について

【議 長】 これよりその他の方へ移らせていただきます。1番目、令和3年度歳末たすけあい運動（職域募金）への協力について説明お願い致します。

※資料45頁 親睦会より支出する。

(2) 年末年始の休日の変更について

【議 長】 2番目、年末年始の休日の変更について、説明お願い致します。

※資料46頁 新年度から変更する方針

(3) 令和3年度村づくり懇談会について

【議 長】 次、3番目、令和3年度村づくり懇談会について説明お願い致します。

※各委員へ案内配布

・日時 令和4年1月21日（金）午後3時～

(4) 令和4年 第1回農業委員会定例総会について

※第1回定例総会は、1月18日（火）13時30分に決定する。

7. 閉会挨拶

【会 長】 第12回の定例会ですが、長時間にわたり、それぞれ慎重に審議していただき、すべての案件承認いただきましたこと、厚くお礼申し上げます。

また、それぞれ委員さんには、現地確認並びにあっせん調整とご苦労いただいていることに感謝申し上げます。来年もいろんな面でご協力いただくかと思いますが、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

今年最後の定例会という事で、大変ありがとうございました。